経営セーフティ共済

確定申告時に必要な書類について

Q. 掛金は税法上どのような取扱いになりますか？

A. 納付した掛金は、**個人事業の場合は事業所得の必要経費**※、**会社等の法人の場合は損金の額に算入**することができます。また前納掛金については、前納の期間が1年以内であるものは支払った日の属する年分または事業年度において、**必要経費または損金の額に算入**できます。

ただし令和6年10月1日以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結（再加入）する場合、その解約の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については、必要経費または損金の額に算入できません。

※個人事業の場合、掛金は事業所得以外の収入（不動産所得等）の必要経費として算入が認められませんのでご注意ください。

Q. 確定申告の際は、どのような書類が必要ですか？

A.

〔個人の場合〕→

「特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書」に必要事項を記入し、確定申告書に添付してください。

〔様式〕　出典：国税庁ウェブサイト

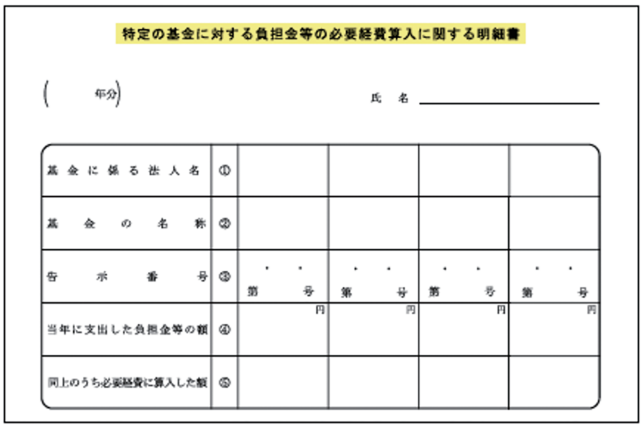
特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書

(年分)　氏名

基金に係る法人名	①				
基金の名称	②				
告示番号	③	第 号	第 号	第 号	第 号
当年に支出した負担金等の額	④	円	円	円	円
同上のうち必要経費に算入した額	⑤				

〔法人の場合〕↓

「特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書」と損金に算入する額（法人税関係特別措置の適用を受ける額）を記載する**「適用額明細書」**に必要事項を記入し、確定申告書に添付してください。

［様式］

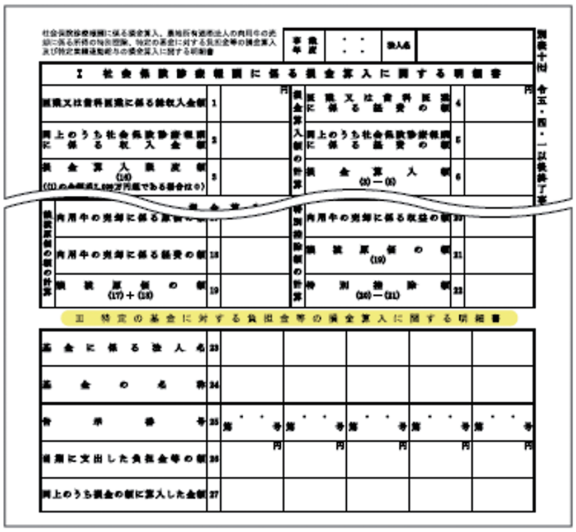
Ⅰ 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

Ⅱ 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

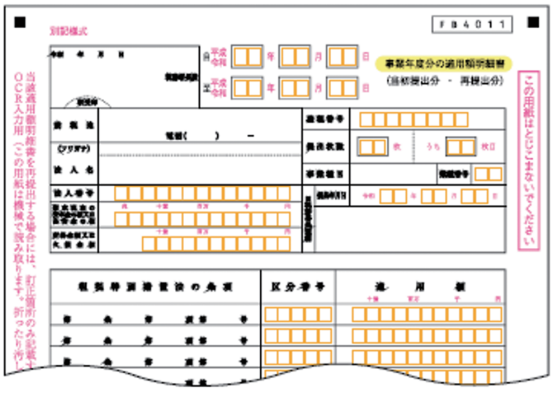
別記様式

FB4011

事業年度分の適用額明細書

（当初提出分 ・ 再提出分）

出典：国税庁ウェブサイト

【参考】

経営セーフティ共済のご契約者さまには、毎年2月から3月にかけて「掛金納付状況のお知らせ」（掛金納付状況兼領収書）をお送りしています。